



救済委員からのメッセージ



— ある相談事例から —

札幌市子どもの権利救済委員 原 敦 子

子どもの権利条例（札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例）は、「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」の前文から始まります。そのような子どもに「安心して生きることができる権利」があることは、当然であると思います。

しかし、子どもを取り巻く「虐待」「いじめ」などの重大な権利侵害があつて、子どもが安心できる場所であるはずの家庭、学校などが「安心できない場所」になっている場合も残念ながら見受けられます。

学校が安心な場所になっていないため、登校できなくなってしまった子どもからの相談事例を参考に、子どもアシストセンターの今後の活動について考えてみました。

（事例）

担当の教師との関係が壊れて教室に入ることができなくなり、週1回、保健室に登校している小学校6年生のA子さんから、子どもアシストセンターに相談がありました。Aさんは学校で安心して過ごすことができなかつたのです。相談員はA子さん及び保護者と相談を重ね、学校で学びたいと思っているAさんの気持ちを受け止めて、学校に対して調整活動に入ることになりました。

調整活動を行う調査員は、Aさんと保護者が、これまでの学校の対応に強い不信感を持っていることを踏まえ、両者の相互理解を通じての関係改善を図るため、複数回にわたって、A子さん及び保護者、学校のそれぞれから話を伺い、内容を整理した上で、お互いの誤解を解き、わだかまりを解消するための調整を続けました。

また、調整の中では保護者と学校の話し合いに立ち会うこともありました。

話し合いの継続を通して保護者と学校の間信頼関係が回復した結果、両者が協

力して、A子さんの調子に合わせたきめ細かい配慮を行うことができるようになったことで、A子さんは保健室登校を続け、学校行事にも参加することができるようになりました。

A子さんはアシストセンターへの相談を継続しながら保健室登校を続けましたが、保護者、学校の協力のもと、徐々に教室での授業も受けられるようになっていき、3月には、相談に来る前は諦めていた卒業式に出席することもできました。相談員がA子さんに「卒業おめでとう」のメールを送ると、「中学校で頑張ります」と返信をしてくれました。

A子さんが、辛かったであろう不登校の時期や調整中の時期などを乗り越え学校に戻ることができたことは、今後A子さんが困難を抱えたときに自らの力で次のステップに進む一助になると思うと、私は担当救済委員として「よく、頑張ったね。」と声をかけたい気持ちになりました。

(事例を通して)

子どもアシストセンターは、日々成長・発達する過程にある子どもの特性に配慮し、単に今の権利侵害の状況を解決するだけではなく、子どもが自らの力で次のステップを踏んでいけるような支援を行います。

この相談事例でも、子どもの力だけでは太刀打ちできない権利侵害の状態を関係機関との調整を通して解決するのはもちろんですが、子どもの話をよく聞き、子どもの気持ちに寄り添いながら支援を行うことで、子ども自身が自らの力で次のステップを踏めるような力をつけられることを心掛けて支援を行いました。

また、学校と保護者が子どものために必要な環境を作れなければ、A子さんの登校は困難だと考えられるため、両者の協力は重要な要素となっています。双方の行き違いが生じ、当事者だけでは行き詰るときなど、第三者機関である子どもアシストセンターが調整にあたるということが、学校と保護者の協力体制構築の契機となって、学校と保護者が互いに協力をしながら子どもの環境を整えていったことが、A子さんの登校の前提になっています。

A子さんの事例のように解決に至った事例がある一方で、学校と保護者の信頼関係が回復できないほど悪化してから相談があり、調整を行っても、解決をすることができなかった事例もあります。

問題の解決のためには、子どもにかかわる大人たち全員が、「何がその子のために最善であるか」を共有し、相互に理解しながら子どもを支援していくことが必要です。

関係者同士お互いに理解しあい、時には譲歩しながら、協力していかなければならない場面が多々ありますが、周囲の大人だけでは解決が難しい場合でも、公平な立場の第三者が入ることで速やかに解決をすることができる場合がありますので、早めに相談をいただければと考えております。

また、子どもからの相談の中には「いじめられています。」「限界です。」「学校に行けません。」「親に心配させるから、親にも相談できない。」などの相談があり、そういった子どもの中には、自分が関わって解決するだけの力が残っていない子どもがいると思われれます。

子どもアシストセンターでは、子どもが限界になる前に相談をしてもらうためにはどうしたらよいかについて検討を進め、権利侵害に苦しむ子どもたちを速やかに救済する体制づくりに努めたいと考えています。